

京都市交通局管理規程第 1 1 号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 2 2 年 3 月 1 日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第 4 2 条第 6 号を次のように改める。

- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る同法第 2 条第 1 項に規定する公共工事に要する経費

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 2 2 年 3 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の京都市交通局会計規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(交通局企画総務部財務課)